

3 推進体制と進行管理

(1) 進行管理

西胆振の健康状態や生活習慣の状況、計画の推進に関連する事業の取組等の把握に努め、本計画の進捗について確認しながら進行管理を行います。

また、本行動計画は、「北海道医療計画西胆振地域推進方針」や西胆振圏域の各市町の「市町村健康増進計画」等各種計画と整合性を図るとともに、市町村、関係機関、関係団体等との連携により、健康づくりを効果的に推進します、

(2) 役割分担

ア 保健所

保健所は、北海道健康増進計画を踏まえた行動計画を作成し、市町村健康増進計画の策定及び推進支援を行うほか、西胆振の健康や生活習慣の状況の把握に努めるとともに、地域の実情に応じた推進体制の構築を図ります。

イ 市町村

市町村は、住民の健康づくりを担う最も身近な行政機関として、北海道をはじめ他の行政機関や関係団体などと連携を図り、健康づくりの推進に関する市町村健康増進計画の策定に努めることとします。

市町村が行う健康増進事業について、市町村健康増進計画において位置付け、定期的に評価を行うとともに、地域住民の主体的な健康づくりへの参加を促すこととします。

また、保健事業の効率的な実施を図る観点から、医療保険者として実施する保健事業と事業実施者として行う健康増進事業との連携を図るとともに、市町村が策定する介護保険事業計画及び食育計画及びその他の市町村健康増進計画と関連する計画との調和に配慮することとします。

ウ 関係団体・医療保険者等

医師会や歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会、食生活改善推進協議会などの関係団体はその専門性を生かし、健康づくりに関する情報提供や相談への対応のほか、地域の健康づくりの取組を積極的に支援していくこととします。

医療保険者は、特定健康診査及び特定保健指導の実施促進に努めるほか、データヘルス計画に基づき健診や医療費データの分析を踏まえ、生活習慣病などの疾病予防や重症化予防を中心とした保健事業を効果的・効率的に実施することとします。

エ 企業等

職場（企業等）は、労働者の健康管理という観点から、定期的な健康診断の実施や受動喫煙防止等健康的な職場環境の整備、従業員の福利厚生の実施などに努めることとします。

企業は、企業活動や社会貢献活動を通じて、地域における健康づくりに積極的に参画していくこととします。

(3) 計画の推進に関する事項

北海道健康増進計画及び圏域健康づくり事業

行動計画の推進体制

